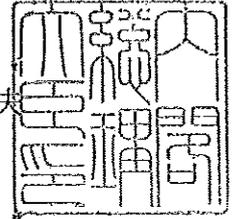


消 食 表 第 7 9 号
平成 2 2 年 3 月 1 8 日

消 費 者 委 員 会
委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫



諮 問 書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号。以下「J A S 法」という。）第 1 9 条の 1 3 第 6 項の規定に基づき農林水産大臣より要請のあった下記 1 及び 2 の改正について、J A S 法第 1 9 条の 1 3 第 5 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、下記 3 及び 4 の改正について、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 9 条第 1 項及び J A S 法第 1 9 条の 1 3 第 5 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

次の 1 から 4 を別紙のとおり改正することについて

1 チルドハンバーグステーキ品質表示基準

（平成 1 2 年農林水産省告示第 1 6 7 7 号）

2 チルドミートボール品質表示基準（平成 1 2 年農林水産省告示第 1 6 7 8 号）

3 食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号）

4 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準

（平成 1 2 年農林水産省告示第 5 1 7 号）

(別紙)

- 1 チルドハンバーグステーキ品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1677号）の定義をチルドハンバーグステーキの日本農林規格（昭和52年農林省告示第1016号）第2条の定義の改正にあわせて変更等すること。
- 2 チルドミートボール品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1678号）の定義をチルドミートボールの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第1238号）第2条の定義の改正にあわせて変更等すること。
- 3 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第7に定める作物に「パパイヤ」を、加工食品に「パパイヤを主な原材料とするもの」を追加すること。
- 4 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）別表1に「パパイヤ」を、別表2に「パパイヤを主な原材料とするもの」を追加すること。